

CHECK LIST

- 引越しチェックリスト -

すぐにするこ

チェック	手続き内容	備考
	賃貸住宅の解約	管理会社または家主に連絡。 賃貸借契約書に記載されている“解約予告の告知期限”を確かめておく。
	転校届	・引越しが決まったら、すぐに担任の先生に知らせる。 ・学校から在学証明書・教科用図書給与証明書を受け取る。
	新居の下調べ	引越しがスムーズにできるよう、道幅、エレベーターの有無、 間取り、収納スペース、ガスの種類、駐車場、駐輪場などを確認。
	不要品（粗大ゴミ）の処分	各市区町村の窓口に電話またはインターネットで申込みし、 引取りを依頼するか、不用品買取業者に連絡をして引き取ってもらう。
	家電製品、パソコンの処分	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機を購入した店に処分依頼、 もしくは不用品買取業者に連絡をして引き取ってもらう。
	転居はがきの作成	知人・友人、親戚などに引越しの旨を伝えましょう。
	荷造り開始	荷造りは時間が掛かるので、余裕を持って始めましょう。

10日前までにすること

チェック	手続き内容	備考
	郵便物の転送手続き	郵便局の窓口にある転送届に必要な事項を記入して投函、 またはインターネットで転送の手続き。
	定期配送サービスの住所変更・解約	新聞、雑誌、健康食品など、定期購入しているものがあれば、 早めに住所変更の連絡をするか解約申請をする。
	インターネットの移設手続	プロバイダに引越しの連絡し、移設手続を行う。
	電話の移設手続き	固定電話から116へ電話、またはインターネットで手続き。 引越しの繁忙期である3～4月は電話の移転や親切が多いので、 1ヵ月以上前に連絡しておくのが理想的。
	新居家財配置図の作成	新居の間取図、家具・家電の設置場所を書いた紙を用意。 引越し当日に作業責任者に渡すことで、作業がスムーズに進みます。

1週間前までにすること

チェック	手続き内容	備考
	転出届	市区町村役所へ印鑑を持参し、転出証明書の発行手続き。 国民健康保険、高齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、 印鑑登録廃止等の手続きを同時に行くと余計な手間が省けます。
	電気の移転手続き	各電力会社へ電話あるいはインターネットで移転手続き。 未払い分の料金の精算は、引越し当日に係員が集金、 口座振替・クレジットカード、新居へ請求書送付のいずれか。
	ガスの移転手続き	契約しているガス会社へ電話あるいはインターネットで閉栓作業依頼。 未払い分の料金の精算は、閉栓作業時に係員が集金、 口座振替、新居へ請求書送付のいずれか。 新居のガス会社に開栓の連絡もしておきましょう。
	水道の移転手続き	水道局、または市区町村役場の水道課に電話 あるいはインターネットで使用停止手続き。 未払い分の料金の精算は、引越し当日に係員が集金、口座振替、 新居へ請求書送付のいずれか。
	金融機関の手続き	通帳・届出印を持参、または郵送、インターネットで住所変更の手続き。 利用しているクレジットカードがあればクレジットカード会社、 また、契約している保険会社へも連絡。
	NHKの住所変更	電話、もしくはインターネットで住所変更手続を行います。
	ペット類（犬）の手続き	印鑑を持参し保健所へ届け出。

「前日にすること」に続く

CHECK LIST

- 引越しチェックリスト -

前日にすること

チェック	手続き内容	備考
	冷蔵庫のコンセントを抜き、水抜き。	
	テレビ・オーディオ機器などの家電製品の配線を外しまとめる。	
	当日必要なものは梱包せず、別の袋などにまとめておく。	
	石油ストーブがある場合、灯油を抜き取る。	
	移動中にデータの破損の可能性があるので、パソコン内のファイルをバックアップする。個人情報には「暗号化」または「パスワード設定」をする。	

当日にすること（旧居）

チェック	手続き内容	備考
	近所への挨拶	
	電気のブレーカーを落とす	
	ガス使用停止の立会い	
	電気・ガス・水道の清算	
	持ち物チェック	
	鍵の返却	

当日にすること（新居）

チェック	手続き内容	備考
	管理人への挨拶	アパートやマンションなどの集合住宅の場合は、管理人に挨拶をし、ゴミ収集日などのルールを確認しておきましょう。
	近所への挨拶	引越作業の際に物音がしたり、家財搬入でエレベーターを頻繁に使ったりするため、近所に一言挨拶しておきましょう。
	電気の使用開始	電気のブレーカーを上げる。後日「電気使用申込書」に必要事項を記入し投函。
	ガス開栓の立会い	ガスの開栓には立会いが必要です。
	水道の使用開始	水道の使用を始めたら「開始申込ハガキ」に必要事項を記入し投函。

引越し後、1～2週間以内にすること

チェック	手続き内容	備考
	転入届	新居へ移ってから14日以内に、転出証明書・印鑑を市区町村役所へ持参のうえ手続き。国民健康保険、国民年金、老齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、印鑑登録等の手続きを同時に行うと便利。
	転校の手続き	・市区町村役所の転入届を済ませた後、教育委員会で転入学通知書を受け取る。 ・指定の学校へ在学証明書・教科用図書給与証明書・転入学通知書を提出。 ※私立校や地域により、手続きが異なる場合があるので要確認。
	公共料金の引き落とし手続	自動引き落としは、通帳・届出印を持参の上、手続き。
	不動産登記の住所変更	土地・建物を所有している場合は、法務局支局または出張所へ行き、登記簿甲区（所有者欄）の住所変更手続きをする。届出には申請書、転出先住民票（住所を証明するもの）、印鑑（認印）が必要。代書または知人に依頼する場合は、委任状が必要。
	自動二輪、自動車の登録変	所管の陸運支局へ、車庫証明・住民票・印鑑と車を持参のうえ手続き。
	運転免許証の住所変更	・同じ都道府県で引越しをした場合、転居先の最寄の警察署または運転免許センターへ、免許証、住民票、印鑑を持参し届け出る。 ・他の都道府県から引越しをした場合は、上記に加え写真1枚が必要な場合がある。 ・免許証が更新期間内に入っている場合は、運転試験場で更新の際に変更可能。（但し、更新通知は「免許証記載の住所」へ送付される。）
	ペット類（犬）の登録変更届	印鑑、旧鑑札、狂犬病予防接種書を持参し、30日以内に新住所を管轄する保健所で登録手続き。